

第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務委託仕様書

1 業務名

第50回信州・御代田龍神まつり企画運営業務委託

2 業務の目的

当業務は、「第50回信州・御代田龍神まつり」開催にあたり、専門性を活かした手法により、企画運営を行い、円滑な運営に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

4 開催概要

(1) 日時

令和6年7月27日（土）正午～午後9時30分

※小雨決行、荒天時中止

(2) 会場

- ・真楽寺（御代田町大字塩野142番地）
- ・御代田駅前（御代田町大字御代田2422番地）
- ・龍神の杜公園（御代田町大字御代田2505番地2）
- ・御代田駅前から龍神の杜公園までの道路（まつり道路）

(3) 想定来場者数

約25,000人（令和5年度実績）

5 業務内容

(1) 企画・運営に係る業務

- ・龍神まつり実行委員会の指示に従い、まつり全体の運営を行うこと。
- ・龍神の杜公園円形広場において、龍神まつり実行委員会が企画するイベントの司会進行を行うこと。なお、出発式や開会式、来賓の誘導等スムーズな進行及び出演者の紹介等、円形広場で行われるすべてのイベントの進行を含むものとする。
- ・龍神まつりに関わる責任者及び担当者は、龍神まつりの趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。
- ・龍神の杜公園円形広場周辺において混雑が発生するため、入場規制や混雑を緩和させるための

対策及び来場者の安全確保について必要な対策の提案を行うこと。

- ・実施内容の詳細については、提案を基本にしつつ、龍神まつり実行委員会・龍の舞保存会・龍神太鼓保存会鼓響の意向を踏まえ、協議調整を行ったうえで決定するものとする。

(2) 会場設営等に係る業務

会場設営は7月25日（木）～7月27日（土）とし、撤去は7月29日（月）までに完了すること。

ア 音響設営・撤去

真楽寺、御代田駅前、まつり道路、龍神の杜公園円形広場に音響の設営を行うこと。なお、真楽寺においては、使用する電気にかかる電源を確保すること。

イ 仮設電気配線及び発電機設営・撤去

- ・御代田駅前、龍神の杜公園及びまつり道路に、仮設電気配線・発電機の設置など、必要な電源を確保すること。（令和5年度実績：25KVA発電機5台、60KVA発電機1台）
- ・まつり道路にぼんぼりを設置すること。
- ・必要なテントに蛍光灯を設置すること。

ウ 照明設営・撤去

- ・夜間の安全対策のための照明の設営を行うこと。
- ・箇所及び必要数については別紙1を参考とすること。

エ 照明演出・特殊効果演出

- ・龍神の杜公園円形広場での龍神の舞（夜の部）において、照明演出及び特殊効果（スモーク等）演出を行うこと。
- ・実施内容の詳細については、龍の舞保存会の意向を踏まえ協議調整を行ったうえで決定するものとする。

オ テント・机・椅子等設営・撤去

- ・龍神の杜公園に本部用テント及び救護用テントを設置すること。
- ・龍神の杜公園円形ステージに雨対策用のテントを用意すること。または、テントに代わる雨対策の措置を講じること。
- ・テントには安全管理を目的としたウエイト等を設置すること。
- ・本部用、救護用及び来賓用の机・椅子を設置すること。
- ・来場者飲食・休憩用スペースとして、御代田駅前に机・椅子を設置すること。
- ・会場内及び各駐車場におけるスタッフ間の連絡及び情報提供のために無線機（トランシーバー等）を用意すること。

- ・必要数及び仕様については別紙2を参考とすること。

カ 仮設トイレ設営・撤去

会場内のトイレ不足を解消するため、仮設トイレの運搬、設営を行うこと。

- ・仮設トイレの設置数
 - 真楽寺 2基
 - 御代田駅前 2基
 - 龍神の杜公園 6基（うち洋式3基）
- ・仮設トイレの汲み取り処理 一式
- ・トイレ目隠し 一式
- ・トイレ規格 簡易水洗男女兼用トイレ

(3) シャトルバスの手配

- ・各会場へ来場できるようシャトルバスを手配すること。（運転者も含む。）
- ・シャトルバス運行表、運行図の作成をすること。
- ・シャトルバス運行については別紙3を参考とすること。

(4) その他

各種業務とも詳細については、龍神まつり実行委員会と打ち合わせのうえ、決定するものとする。

6 委託者への報告

- ・契約後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し、提出すること。
- ・業務完了後に業務完了報告書を提出すること。

7 その他

- ・納入した成果品に係る著作権のほか一切の権利は、御代田町に帰属するものとする。
- ・各種業務等を発注する際は、優先的に地元事業者を活用すること。
- ・本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、龍神まつり実行委員会と協議のうえ決定するものとする。
- ・運営・設営にあたり事前に各関係者と打合せを行い、変更が必要となる場合は応じること。
- ・悪天候、自然災害の発生や感染症拡大の状況、その他やむを得ない事情による中止の場合、中止決定日までの出来高払いとし、双方協議のもと契約金額を変更する。

8 委託経費及び経理に関する留意事項

- ・対象経費は、企画・運營業務及び会場設営等業務にかかる人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、一般管理費のほか、事業の実施に必要と認められる経費とする。
- ・要した経費は、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。

9 納入する成果品等

提出方法は、紙媒体1部及び電子データ（CD-ROM等）とする。

- ・収支報告書
- ・実施概要（業務スケジュール、運営体制、会場設営計画等）
- ・写真記録（会場内風景、開会式等）
- ・その他、龍神まつり実行委員会が必要と認める項目